

令和2年度第13回庁議 議事要旨(記録)

開催日 令和2年8月5日 (水曜日)
開催場所 市議会 委員会室
開始時間 午後 3時30分
終了時間 午後 5時00分

庁議内容	
議 題	1 令和2年国立市議会第3回定例会提出議案について
付 議	2 食のまちづくり推進プロジェクトチームについて(案)
報告事項	3 令和元年度決算について
	4 生活保護業務適正化に向けた国立市実行プランについて

出席者(14名)

庁議メンバー (12名)	市長 副市長 教育長 政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 都市整備部長 都市整備部参事 会計管理者 教育次長 生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長
代理出席者 (2名)	環境政策課長(生活環境部長代理) 議会事務局次長(議会事務局長代理)

【議 題】

- 令和2年国立市議会第3回定例会提出議案について
・説明員：政策経営部長
<内 容>
令和2年国立市議会第3回定例会提出議案についての概要説明を行った。

【付 議】

- 食のまちづくり推進プロジェクトチームについて(案)
・説明員：政策経営課長
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

【報告事項】

- 令和元年度決算について
・説明員：政策経営課長、財政係主査
<内 容>
令和元年度決算について報告があった。
- 生活保護業務適正化に向けた国立市実行プランについて
・説明員：生活福祉担当課長、福祉総務課長補佐
<内 容>
生活保護業務適正化に向けた国立市実行プランについて報告があった。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和2年8月5日開催）

付議事案名：食のまちづくり推進プロジェクトチームについて(案)

提案課 政策経営部 政策経営課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

食育基本法において定義される食育を含む、食を通じたまちづくりについて施策横断的に議論を行い、既存の施策及び事業を再構成し、（仮称）国立市食のまちづくり推進基本計画策定に向けた課題の抽出とその対策を整理するための検討及び提言を行うプロジェクトチームの発足について、庁内の合意形成を図るために付議するものである。

2. 経過及び現状

食育基本法第18条により市町村食育推進基本計画の策定が努力義務とされているが、現在のところ国立市において同計画は策定されていない。一方で、食育はもろんのこと、災害時の食の確保や孤食の問題など食にまつわる課題を解決していく必要がある。

3. 具体的な措置

庁議にて合意をいただいた後、要綱を制定し、メンバーを決定して検討を行っていく。

検討結果は報告書としてまとめ、庁議にて報告した後、（仮称）国立市食のまちづくり推進計画の策定に着手し、また、すぐに実施可能な事項については令和3年度予算編成に向けて担当課との調整を行う。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整する。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【指示事項】

・縦割り意識の強い列挙型の報告にならないよう、全体として一定の方向性を持った報告ができるように事務局で調整すること。

【主な質疑等】

- ・庁議への報告とあるが、市長への報告は行わないのか。
→ 市長報告後、庁議にも報告する予定である。
- ・メンバー案のうち児童青少年課の役割は何を想定しているか。
→ 中高生への食育や子ども食堂支援といった視点から議論に参加してほしいと考えている。人選など各担当課と調整する。
- ・PT後に着手するとある（仮称）国立市食のまちづくり推進計画の策定スケジュールや所管部署はこのPTにおいて検討するのか。
→ PTの議論を踏まえて検討する。
- ・メンバーに公募枠を設けたらどうか。
→ あらためて検討する。